

北海道アウトドア資格制度人材育成機関認定要領

第1 趣旨

この要領は、北海道アウトドア資格制度実施要綱第2の6の(2)の規定に基づき、北海道アウトドア資格制度人材育成機関（以下「人材育成機関」という。）の認定を行うに当たり、認定の区分、基準、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 認定の区分

人材育成機関の認定の区分は、別表1のとおりとする。

第3 認定の申請

- 1 人材育成機関の認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、人材育成機関認定申請書（別記第1号様式）及び教育プログラム実施計画書（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。
- 2 申請者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校、学校教育に類する教育を行うものとして他の法律に基づき設置される教育機関並びにアウトドア事業者（北海道アウトドアガイド資格の認定を受けたガイドを雇用する事業者に限る。以下同じ。）とし、申請の分野及び区分は、別表2のとおりとする。

第4 認定の基準

人材育成機関の認定基準（以下「認定基準」という。）は、別表3のとおりとする。

第5 審査

- 1 知事は、申請者から申請があったときは、認定基準に基づき適合状況について審査を行う。
- 2 前項の審査は、書面により行うほか、必要に応じて申請者との面談により行う。

第6 認定等

- 1 知事は、審査の結果、申請者が認定基準に適合すると認められるときは、人材育成機関として認定（以下「認定」という。）する。
- 2 知事は、申請内容が認定基準に適合しないときは、申請者に認定を行わない旨通知する。

第7 認定の通知

知事は、認定を行ったときは、申請者に人材育成機関認定通知書（別記第3号様式）を交付する。

第8 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定を行った日から3年を経過した日以降の直近の3月31日までとする。

第9 認定の公表

知事は、認定を行ったときは、次に掲げる情報等を北海道のホームページ等に掲載し、公表する。

- 1 認定人材育成機関の名称、所在地、代表者氏名及び連絡先
- 2 認定年月日、有効期間及び認定分野・区分

第10 変更の届出等

- 1 認定を受けた人材育成機関（以下「認定人材育成機関」という。）は、公表事項を変更したときは、速やかに人材育成機関認定事項変更届（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。
- 2 認定人材育成機関は、当該認定に係る事業を廃止したときは、速やかに人材育成事業廃止届（別記第5号様式）を知事に提出するものとする。

第11 履修開始の報告

認定人材育成機関は、認定を受けた分野・区分に係る教育プログラムを開始したときは、速やかにプログラム履修開始届（別記第6号様式）を知事に提出するものとする。

第12 履修者の報告

認定人材育成機関は、認定を受けた分野・区分に係る教育プログラムを修了したときは、速やかに履修者報告書（別記第7号様式）を知事に提出するものとする。

第13 履修証明書の交付

- 1 知事は、履修者報告の内容を適当と認めるときは、その報告に係る履修者ごとに履修証明書（別記第8号様式）を作成し、認定人材育成機関に送付する。
- 2 前項の履修証明書の送付を受けた認定人材育成機関は、履修証明書を履修者に交付するものとする。
- 3 履修証明書の有効期間は、履修を証明した日から、認定人材育成機関における教育プログラムを修了した日から3年を経過した日以降の直近の3月31日までとする。

第14 履修証明書の再交付

履修者は、交付された履修証明書を紛失した場合は、履修証明書再交付申請書（別記第9号様式）を知事に提出し、再交付を求めることができる。

第15 北海道アウトドアガイド資格認定試験等の免除

履修証明書の交付を受けた教育プログラム履修者は、履修証明書の有効期間内に限り、北海道アウトドアガイド資格認定等実施要領に基づき、その履修した分野・区分に相当する北海道アウトドアガイド資格認定試験の筆記試験及び北海道アウトドアガイド基礎認定の検定試験を免除する。

第16 認定の取り消し

- 1 知事は、事業廃止届の提出があった場合のほか、認定人材育成機関がこの要綱に基づいて行う手続きを適正に行っていないと認められるときは、当該認定を取り消すことができるものとする。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該機関にその旨を通知する。

第17 認定の更新

- 1 認定人材育成機関は、既に受けている認定の更新を申請することができる。
- 2 前項の更新を希望する認定人材育成機関は、有効期間が満了する年の2月末までに人材育成機関認定更新申請書（別記第10号様式）及び教育プログラム実施計画書（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。
- 3 認定の更新の手続きについては、第5、第6、第7及び第9の規定を準用する。

第18 事故の報告

認定人材育成機関は、教育プログラム実施中に、事故が発生した場合は、速やかに知事にその旨を報告するものとする。

第19 調査

知事は、この要領に基づく手続きの適正な実施を確保するために必要があるときは、認定人材育成機関に必要な報告を求め、又は教育プログラムの実施状況を調査することとする。

第20 その他

この要領に定めるもののほか、人材育成機関の認定の区分、基準、手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年7月8日から施行する。
- 2 北海道アウトドア資格制度人材育成機関登録実施要綱（平成21年4月1日付け経済部参事監最終改正。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要領の施行日（以下「施行日」という。）の前日において、現に旧要綱に規定する人材育成機関として登録を受けた分野・区分については、その登録の有効期間内において効力を有するものとする。
- 4 施行日の前日において、旧要綱に規定する人材育成機関から交付を受けている履修証明書については、その有効期間内において有効であるものとし、この要領に定める履修証明書と同様に取り扱うものとする。

附 則（平成25年3月29日経済部観光振興監決定）

- 1 この要領の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領の一部改正の施行の日の前日において、「基礎分野」に係る人材育成機関として認定を受けた教育プログラム実施計画書に基づき、現に実施中の教育プログラムがある場合で、その履修期間の終期が平成25年4月1日以降となるものの別表1及び別表2の認定分野等は、なお従前のおりとする。

別表1 人材育成機関の認定の区分

分 野	目 的
アウトドア検定	「北海道アウトドアガイド」に共通する必要最低限の心構え、知識及び技術を修得させる。
山岳ガイド (夏山)	無積雪時に山岳地域において、主に登山道を使用し、利用者を案内できる知識及び技術を修得させる
自然ガイド	北海道の自然及び社会環境について正しい認識を持ち、自然環境を損なうことなく利用者に自然ガイド活動ができる知識体系と技術を修得させる。
カヌー・ジュニアガイド	カヌー・ガイド資格を有する者の監督の下、カヌー又はカヤック等を使用して、利用者を河川や湖沼に案内できる知識及び技術を修得させる。
ラフティング・ジュニアガイド	ラフティング・ガイドの資格を有する者の監督のもとで、ラフトボートを使用し、利用者を河川に案内できる知識及び技術を修得させる。
トレイルライディング・アシスタント	トレイルライディング・ガイド資格を有する者の監督の下、馬を使用して、利用者を自然の中へ案内できる知識と技術を修得させる。

別表 2

申請分野・区分

認定区分名		申請可能区分		
		高等学校及び同等の 対象教育機関	左記以外の対象教育機関 (大学院、大学、短期大学、専修学校、各種学校、 高等専門学校)	アウトドア事業者
1	アウトドア検定	○	○	○
2	山岳ガイド（夏山）		○	○
3	自然ガイド		○	○
4	カヌー・ジュニアガ イド	○	○	○
5	ラフティング・ジュニアガ イド	○	○	○
6	トレイルライティング・アシスタント	○	○	○

人材育成機関認定基準

区 分	認 定 基 準 項 目	認 定 基 準 の 内 容	
		大学院・大学・短期大学・専修学校・各種学校・高等専門学校・高等学校	アウトドア事業者
実施体制	①プログラムの管理及び責任体制が明確であること。	<input type="checkbox"/> 学校教育法及び学校教育に類する教育を行うものとして、他の法律の規程に基づき設置されている教育機関であること。	<input type="checkbox"/> 過去の類似する事業実績、会場確保、安全管理、周辺（地権者等）との調整が図られていること。
	②プログラムの実施に関し、講師が適当であること。	<input type="checkbox"/> プログラムの内容を勘案し、相応しい講師体制となっていること。 特に、専門性が問われる分野は、その分野において、社会的に評価されうる（指導者資格を保有しているなど）経験及び実績を有す講師が配置されていること。	
	③プログラムの時間数が、標準カリキュラムの内容に適合していること。	<input type="checkbox"/> プログラムの内容が、標準カリキュラムで定める履修項目を網羅するものであること。 <input type="checkbox"/> 全ての科目において、標準カリキュラムで定める時間数以上の内容となっていること。	
	④事故等の緊急時の体制が整備されていること。	<input type="checkbox"/> 事故等が発生した際の連絡体制が書面により明確になっていること。	
情報管理	①プログラム履修者の情報を適切に管理すること。	<input type="checkbox"/> プログラム履修者の履修情報が常時確認できる体制が整備されていること。 <input type="checkbox"/> プログラム履修者の履修情報が漏出しないよう管理体制が整備されていること。	
実施期間	①プログラムの履修期間が概ね1年以上であること。	<input type="checkbox"/> プログラムの履修期間が概ね1年以上であること。	

北海道アウトドア資格制度人材育成機関認定申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

申請機関の所在地

申請機関の名称及び代表者の職・氏名 印

北海道アウトドア資格制度人材育成機関認定実施要領に基づく人材育成機関の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 認定を希望する分野・区分（複数分野・区分で申請する場合は列記すること）
- 2 教育プログラム実施計画
別添のとおり
- 3 教育プログラム開始予定時期
- 4 連絡先（担当者の職、氏名、電話番号）

教育プログラム実施計画書

申請者				
所在地				
連絡先	TEL		FAX	

1 実施区分（実施する区分の□をチェックすること）

ガイド（リーダー）	ジュニアガイド（アシスタント）
<input type="checkbox"/> 基礎分野	
<input type="checkbox"/> 山岳（夏山）	
<input type="checkbox"/> 山岳（冬山）	
<input type="checkbox"/> 自然	
<input type="checkbox"/> カヌー	<input type="checkbox"/> カヌー
<input type="checkbox"/> ラフティング	<input type="checkbox"/> ラフティング
<input type="checkbox"/> トレイルライディング	<input type="checkbox"/> トレイルライディング

2 実施プログラム

（区分名： 基礎分野 ）

履修区分	履修項目	座学 実技	時間数 (時間)	指導資料 (教材)
ガイド等の役割・責任	1 北海道アウトドアガイドの役割・責任 2 北海道アウトドアガイドに求められる資質	座学	3	・北海道アウトドアガイド基本テキスト ・ガイドとは(00社)
動植物に関する知識	1 北海道に生息する動植物に関する知識	座学	10	
⋮	⋮			
（以下、標準カリキュラムの履修項目に沿って記載）				

※複数の区分の認定を希望する場合は、各区分毎に作成すること。

3 講師体制

(区分名： 基礎分野)

講師名	所属・職名	保有資格・経歴等	講義区分
外出遊	〇〇アウトドアサービス チーフガイド	ガイド歴 16 年 消防上級救命講習 修了	<ul style="list-style-type: none"> ○ガイドの役割・責任 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道アウトドアガイドの役割・責任 ・北海道アウトドアガイドに求められる資質 ○応急処置 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な対処方法 ・基礎的な応急処置 ・救急用品
⋮	⋮	⋮	⋮ (以下、標準カリキュラムの履修項目に沿って記載すること。)

※複数の区分の認定を希望する場合は、各区分毎に作成すること。

4 緊急時の連絡体制 (系統図)

5 プログラム履修者情報の管理体制等

プログラム履修者想定数(名)	プログラム履修者の情報管理責任者
名(区分名)	
	管 理 方 法

6 実技履修プログラム実施場所

履修所在地	
協力事業者名	
履修地周辺の位置図	

7 プログラム履修費用

プログラム区分名	履修期間	プログラム履修費用（円）

※ 複数の区分のプログラムがある場合で、各区分毎に費用分割が可能な場合は、各区分毎に費用を記載すること。

8 過去の類似する事業実績（民間事業者のみ記載すること）

申請時から起算して、直近2年以内に類似する取り組みを行っており、現在も反復・継続的に、認定申請区分に係るプログラム提供を行っている。

その他

(内容記載)

9 事業実施環境（民間事業者のみ記載すること）

事業実施に際し、地権者や自然環境関係者等との間でトラブルが発生していない。

その他

(内容記載)

事業実施の際に、制約等がある場合は、その内容を記載すること。

北海道アウトドア資格制度人材育成機関認定通知書

北海道アウトドア資格制度人材育成機関認定要領に基づき、次のとおり人材育成機関として認定したのでお知らせします。

認定区分名（複数の場合は複数記載）

（認定機関名）

（認定機関の所在地）

（認定の有効期間） から まで

平成 年 月 日

北海道知事

別記第4号様式

北海道アウトドア資格制度人材育成機関認定事項変更届

平成 年 月 日

北海道知事 様

届出機関の所在地

届出機関の名称及び代表者の職・氏名



人材育成機関認定に係る認定事項を次のとおり変更したいので、北海道アウトドア資格制度人材育成機関認定要領に基づき、届け出ます。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 変更年月日 平成 年 月 日

北海道アウトドア資格制度人材育成事業廃止届

平成 年 月 日

北海道知事 様

届出機関の所在地

届出機関の名称及び代表者の職・氏名



人材育成機関認定に係る事業を廃止したので、北海道アウトドア資格制度人材育成機関認定要領に基づき、届け出ます。

記

- 1 廃止時期 平成 年 月 日
- 2 廃止した事業の分野・区分
- 3 廃止理由

プログラム履修開始届

平成 年 月 日

北海道知事 様

届出機関の所在地

届出機関の名称及び代表者の職・氏名



別紙のとおり教育プログラムを開始したので、北海道アウトドア資格制度人材育成機関認定要領に基づき、届け出ます。

履修者報告書

平成 年 月 日

北海道知事 様

人材育成機関名

代表者名



北海道アウトドア資格制度人材育成機関認定要領に基づき、別紙のとおり履修者を報告します。

※ 添付資料：履修区分ごとの履修日、出席状況、履修時間、履修方法（座学・実技）
及び総履修時間が確認できるもの。

履修証明書

氏 名

分 野

有効期間 証明日から 平成 年 月 日まで

北海道アウトドア資格制度人材育成機関認定要領により、上記分野を履修したことを証明します。

有効期間内は、この分野の筆記試験を免除します。

平成 年 月 日

北海道知事 氏 名 印

北海道アウトドア資格制度履修証明書再交付申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

住 所

氏 名

㊟

北海道アウトドア資格制度人材育成機関認定要領に基づき、次のとおり履修証明書の再交付を申請します。

記

- 1 履修した分野・区分
- 2 人材育成機関
- 3 履修修了時期 平成 年 月 日
- 4 申請の理由（紛失等）

別記第10号様式

北海道アウトドア資格制度人材育成機関認定更新申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

申請機関の所在地

申請機関の名称及び代表者の職・氏名



北海道アウトドア資格制度人材育成機関認定要領に基づき、次の認定を更新したいので、資料を添えて申請します。

記

- 1 認定通知の番号 第 号
- 2 認定年月日
- 3 認定分野・区分
- 4 添付資料
別紙のとおり（別記第2号様式）